平成３０年（フ）第９４号
千葉市花見川区南花園１丁目７番19号　コーポサンライズ102号
債務者　佐藤　千鶴
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０８号
千葉県市川市欠真間１丁目２番11―102号（ＡＭＥＮＩＴＹ矢島）
債務者　印南　和枝（旧姓宮元）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１１４号
千葉市中央区院内２丁目11番６号　レインボーハイツ102号
債務者　髙本明子こと　髙　　明子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３４号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字呑光寺36番地
債務者　柏田セツ子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３３１号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目13番３号
債務者　日高　博昭
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３４０号
大阪市住之江区西住之江３丁目３番６号　フジパレス西住之江Ⅰ番館　305
債務者　服部信太郎
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４２６号
大阪府守口市大日東町26番14号
債務者　亀田　勇一
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４３２号
大阪市生野区新今里７丁目４番６―303号
債務者　森竹　晃利
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４３３号
大阪市生野区新今里７丁目４番６―303号
債務者　森竹　昌子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４３８号
大阪府池田市豊島北１丁目10番７号
債務者　藤原　有人
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４４３号
大阪府八尾市恩智中町２丁目315番地の７サニーグレイスＭ３号館202号
債務者　高濵　義人
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５０５号
大阪市平野区西脇４丁目２番21号
債務者　平野キャストこと　吉田　　明
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８７９号
大阪市中央区南久宝寺町４丁目３番11―507号
債務者　大林加奈子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８９０号
大阪市鶴見区今津南２丁目10番７号
債務者　佐々木君江
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７２号
大阪府高槻市今城町19番27号
債務者　小西　育子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９９９号
大阪府豊中市庄内西町３丁目16番19―105号
債務者　片山紀久子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５５号
福岡市博多区下呉服町６番27―602号
債務者　安田　多恵
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部